

**令和3年度「IT人材育成支援事業」
業務委託に関する質疑・回答**

〔募集要領に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1 追加	募集要領2(4)に「実績が契約金額を下回った場合は減額する」と記載があるが、ここでの「実績」とは何を指しているのか。	本事業の実施に係り実際に要した経費を指す。企画提案仕様書に定める目標数や管理項目に対する実績によって減額するという事はない。

〔企画提案仕様書に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	研修利用に当たっては新たに IT 人材の候補者を正規雇用する必要があるとのことだが、教育担当者を対象とした研修の場合、雇用日と研修受講日は前後して差し支えないか。	あくまでも本事業による企業訪問や広報等での周知・広報活動を契機として新たな雇用を創出した企業を対象に研修を実施していただくものであり、制度上、雇用日より前に研修受講日が設定されることはありえない。支援→新規雇用→研修受講、という流れで事業を実施すること。
2	個別企業の人材育成ニーズに対応したオーダーメイド型の研修を提供とのことだが、よく似たニーズを持つ複数の企業を対象に集合型の研修を実施することは可能か。	個別に企業ニーズを把握した結果、類似のニーズを持つ企業が複数あり、集合型で研修を実施することでより高い効果が見込まれる場合などは、集合型研修の実施について妨げるものではない。
3	新規で雇用する必要がある IT 人材の候補者について、IT 職種の経験者を新規雇用した場合は要件を満たさないということか。	IT 人材の候補者は非技術者を想定しているため、エンジニアなどの IT 経験者については IT 人材の候補者として認められず、新規に雇用しても本事業の研修受講要件を満たすことにはならない。
4	研修の受講対象者は IT 人材の候補者又はその候補者の教育担当者となっているが、関連する部署の社員など、どちらにも当てはまらない者にも受講いただくことは可能か。	本事業はあくまでも仕様書に記載の対象者に研修を受講させることで社内のデジタル化の促進を図ること等を目的としたものであるため、関連部署の社員向けの研修を別途実施したり、関連部署の社員が受講することで新たな経費が発生したりすることは認められない。ただし、上記に当てはまらない形で関連部署の社員にも同席させることが、何らかの理由により必要と考えるのであれば、企画提案時にその理由と併せて提案願いたい。
5 追加	研修会場は、企業都合であれば、企業内会議室等でも可能か。	研修利用企業と調整の上で利用可能ということであれば、研修利用企業が有する会議室等を研修会場としても差し支えない。

6 追加	研修や訪問は、企業都合であれば、オンライン形式でも可能か。	研修利用企業と調整の上で差し支えないようであれば、必ずしもオフラインによる研修や訪問でなくて構わない。
---------	-------------------------------	---

〔企画提案書に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	企画提案書の1ページ目冒頭に「別添資料についてはA4片面10枚以内（両面の場合は5枚以内）」とするようただし書きがあるが、企画提案書自体に枚数制限はあるのか。また、枠を広げるなどの加工は可能か。	企画提案書自体に枚数制限はないが、本提案書を元にプレゼンテーションを実施し、またそれらについて外部有識者が採点を行うため、簡潔で具体的かつ明瞭な記載としていただきたい。枠の大きさなどについては、適宜変更していただいて差し支えない。

〔その他の質問〕

番号	質 問	回 答
1 追加	委託期間内（～7月31日）に役務提供（研修・訪問等）した事業経費であれば、支払日が8月となっても精算可能か。	支払日が契約期間終了後となるものであっても委託料に含めることは可能。ただし実績報告後に追加で請求していただくことはできない。